

平成30年度経営計画

I 経営方針

1 業務環境

(1) 三重県の景気動向

我が国経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境が改善に向かう中、緩やかな回復基調が続いている。海外経済が回復する中で、輸出や国内生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間の設備投資などが改善し、経済の好循環が実現しつつある。

このような中、県内経済については、個人消費が緩やかに持ち直すとともに、民間の生産活動は回復し、全体として回復する動きとなっている。経済動向を個別にみると、個人消費では、生鮮食品などで弱さがみられるものの、乗用車販売を中心に持ち直しているほか、生産活動では、電子部品・デバイスを中心に持ち直し、石油化学では、堅調に推移している。雇用情勢については、有効求人倍率が引き続き高水準に推移するなど改善の動きとなっている。景気の先行きについては、雇用環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、引き続き回復していくことが期待される。ただし、今後、海外経済の不確実性や為替の動向、労働力不足による供給制約などにも留意していく必要がある。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業者数については、開業率の伸び悩み、経営者の高齢化や後継者問題などによる廃業が増加傾向にあることから、減少傾向が続いている。開業や廃業といった企業のライフサイクルの動向は、中小企業者の生産性に大きく影響し、開業にあたっては生産性を押し上げる一方、近年その効果は縮小している。また、一部の生産性の高い企業の廃業によって、生産性が引き下げられる状況にある。

中小企業者の雇用環境が改善している中、人材確保に厳しい状況が続くことが見込まれ、柔軟な働き方を前提とした多様な人材の確保、職場環境の改善や業務プロセスの見直しによる業務の効率化、IT化、省力化などの積極的活用等により、中小企業者の柔軟性を活かし、成長に向けた取り組みが求められている。

2 業務運営方針

県内中小企業の経営環境は、全体として回復傾向が続いているものの、人口減少による消費の低迷や、経営者の高齢化による後継者問題など、多くの課題を抱えており、依然として厳しい状況にある。そのような中、三重県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）の経営安定と健全な育成・成長・発展のため、信用保証による金融支援をはじめ、経営支援・事業継続支援、さらには関係機関と連携した創業支援・企業再生・事業承継支援にも取り組むことで、地域における金融の円滑化と経済の発展に貢献することが求められている。

県内中小企業者数が減少傾向にある厳しい環境の中、保証協会の保証利用者数は、第4次中期事業計画において「保証利用度の改善」を重点課題として取り組んだ結果、減少傾向に一部歯止めがかかりつつあるが、十分回復するまでには至っていない状況にある。一方、保証債務残高については、日本銀行によるマイナス金利政策の影響や景気の回復傾向を反映した保証料の割高感等外部環境の変化を受け、減少傾向が続いている。

そこで、平成30年度経営計画では、個々の中小企業者がライフステージの様々な局面で必要とする資金需要や経営の改善発達に向けた課題解決に対して、きめ細かく対応するため、金融機関をはじめとした関係機関と連携した「経営支援」の取り組みや、個々の職員の能力開発を通じた「人材育成」を一層進めることで、顧客サービスの質的向上に努め、中小企業者の経営改善・生産性向上を進めていく。これらの取り組みを通じて、引き続き「保証利用度の改善」に注力するとともに、安定した信用保証による資金供給に努めることで、保証債務残高の維持・拡大につなげていく。

また、今後の景気変動による代位弁済の増加等により、経営の収支悪化も懸念されることから、経営基盤の強化に取り組むとともに、コンプライアンスを重視した経営を徹底し、中小企業者から信頼される信用保証協会の実現を目指す。

(1)保証部門

中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、金融機関の支援方針に着眼し、柔軟に保証付融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担に注力する。また、リスク分担を推進するにあたり、日常的に金融機関と対話を行い、連携体制の構築を図る。さらに、中小企業者の様々なライフステージに合った保証制度や、経営支援策など最適な解決方法を提案する「提案型信用保証」を推進する。特に、創業支援については、起業支援・金融支援・経営支援を展開し、創業者に寄り添ったワンストップサービスに取り組むとともに、各地域の創業者支援ネットワークに積極的に参画し、各関係機関と連携した支援を拡充する。

(2)期中管理・経営支援部門

平成30年度も引き続き、約1,600企業の返済緩和先企業への経営支援が課題となっていることから、企業訪問や専門家による経営診断を行うことにより、顧客の事業実態と経営課題の把握に努め、中小企業者と関係機関が経営課題を共有化し、経営改善計画の策定や、同計画の実施支援、経営改善の進捗をモニタリングする。業績回復先企業に対しては、正常化を目標とした期中支援を強化し、初期延滞先企業に対しては、経営改善と事業継続に向けた支援を行う。また、中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めるため、金融機関や関係機関との連携体制を強化するとともに、特に事業再生の局面においては、個々の中小企業者の状況を勘案しつつ、きめ細かい経営支援に取り組んでいく。さらに、事業承継問題を抱える中小企業者に対しては、関連する保証制度の利用促進や、三重県事業引継ぎセンターへの紹介を行う。

(3)回収部門

最大限の回収効果を発揮させるため、初動段階から徹底して、効率性を重視した管理回収を図る。また、企業再生についても、関係機関との連携により、積極的に進めていく。さらに、保証協会債権回収株式会社（以下「サービサー」という。）を活用し、無担保求償権の回収促進を図るとともに、回収困難な求償権に対しては、弁護士等の活用により、必要に応じ法的手段を講じる。回収見込みのない求償権に対しては、実態把握の上、管理事務停止、求償権整理を行うなど、適切な債権管理に努める。

(4)その他間接部門

コンプライアンスの徹底、反社会的勢力への的確な対応、危機管理体制の強化など、経営基盤の安定・強化を進めるとともに、中小企業者から信頼される保証協会を実現するため、地方自治体、金融機関や関係機関等との連携・協力を進め、地方創生への一層の貢献に努める。また、経営支援や事業承継問題等、多様化する課題やニーズに適宜適切な助言や提案ができるよう、課題解決型人材の育成・能力開発に注力するとともに、長期的な視点に立った適材適所の人材登用を行い、保証協会としての組織力を高め、人材育成の効果を最大化する。

II 重点課題

1 保証部門

(1) 現状認識

県内中小企業の経営環境は、全体として回復傾向が続いているものの、人口減少等による消費の低迷や、経営者の高齢化による後継者問題など、多くの課題を抱えており、依然として厳しい状況にある。そのような中、保証利用者数は、関係機関と連携して新規顧客増加策を実施したことにより、一定の効果は出たものの、回復するまでには至っていない状況にある。一方、保証債務残高については、日本銀行によるマイナス金利政策の影響や、景気の回復傾向を反映した保証料の割高感等外部環境の変化を受け、減少傾向が続いている。

(2) 具体的な課題

- ①創業支援の強化
- ②各関係機関との連携体制の構築・強化
- ③保証制度の提案および政策保証の推進
- ④企業診断能力の向上
- ⑤利便性の向上

(3) 課題解決のための方策

①創業支援の強化

各地域の創業者支援ネットワークへの参画や、創業者に対する融資制度への保証料補助施策の強化・拡大を地方自治体に働きかけるなど、創業支援の枠組みを拡大するとともに、創業前から創業後において、起業支援・金融支援・経営支援を展開し、創業者に寄り添ったワンストップサービスに取り組む。

②各関係機関との連携体制の構築・強化

中小企業者の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関の支援方針に着眼し、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担に注力する。また、リスク分担を推進するにあたり、日常的に金融機関と対話を行い、連携体制の構築・強化を図る。さらに、中小企業者が抱える様々な経営課題に対して、勉強会・相談会を実施し、各関係機関と連携して、課題解決に向けた支援を行う。

③保証制度の提案および政策保証の推進

中小企業者との接点を密にすることで、事業実態を把握し、顧客の置かれているライフステージに応じた経営課題を解決するため、「経営力強化保証」、「経営力向上保証」、「事業承継支援資金」等の政策保証や、独自の信用保証制度として、新規顧客を対象とした「新セレクト55」、資金繰りの安定化を目的とした「借換保証みえ」に加え、事業譲受け時の資金供給を目的とした「コネクトみえ」、金融機関と一体となって協調支援を行う「コラボみえ」を新たに創設するなど、保証制度の提案を積極的に行う。また、大規模な経済危機や災害等の発生時には、危機関連保証や災害関係保証などの利用を促し、金融の円滑化を図る。

④企業診断能力の向上

各種研修での財務分析などの知識習得にあわせて、積極的に企業訪問を実施し、中小企業者の置かれている現状の把握に努め、経営課題の共有やアドバイスができるよう、企業診断能力の向上に取り組む。

⑤利便性の向上

金融機関や商工団体等と、定期的な情報交換会や相談会等を実施し、中小企業者・関係機関のニーズを把握し、事務改善・サービスの向上等につなげる。

また、十分な融資をしてもらえない、メインバンクとなる金融機関がない等、中小企業者が保証協会に金融機関の紹介を希望する場合、他の金融機関を紹介するなど、仲介・橋渡しを行う。

2 期中管理・経営支援部門

(1)現状認識

中小企業者の業績に回復傾向の兆しが見られるものの、協会利用企業者の1割程度にあたる約1,600企業が返済緩和による条件変更を行っており、依然として多くの企業が経営改善支援を必要としている。

平成30年度も引き続き、返済緩和先企業に対する期中管理の充実とコンサルティング機能を発揮した経営改善支援により、中小企業者の倒産を未然に防ぎ、事業継続支援に取り組む必要がある。また、事業承継問題を抱える中小企業者に対しては、円滑な事業承継に向けた取り組みが求められている。

(2) 具体的な課題

- ① 期中支援の強化
- ② 経営改善に向けた支援の充実
- ③ 積極的な経営支援・再生支援・事業承継支援の取り組み

(3) 課題解決のための方策

① 期中支援の強化

返済緩和先企業の事業実態と経営課題を把握するため、国の補助金事業を活用し、積極的に企業訪問を実施し、経営課題を事業者と共有するとともに、経営改善に向けた取り組みの進捗状況のモニタリングを行い、業況・業績を見極めたうえで、業績回復先には、「経営力強化保証」や「借換保証みえ」、「経営改善サポート保証」等を活用して、正常化を目標とする期中支援を強化する。また、初期延滞先企業については、早期に金融機関と連携した実態把握を行い、延滞解消を図るとともに、経営改善と事業継続に向けた支援を行う。

② 経営改善に向けた支援の充実

事業継続や経営改善に取り組む中小企業者に対しては、三重県中小企業再生支援協議会や三重県経営改善支援センターの活用を促し、経営改善計画の策定・実施支援などの、経営改善や経営力の向上を支援する。また、国の補助金事業等を活用し、当協会が調整役を務める経営サポート会議を開催し、関係機関と連携した資金繰りのアドバイスや経営改善計画の作成・実施支援に取り組む。さらに、経営改善に取り組む事業者に対して、コンサルティング機能を発揮した専門的なアドバイスを行うため、関係機関や外部専門家と連携した体制を構築し、経営支援を充実させる。

③ 積極的な経営支援・再生支援・事業承継支援の取り組み

経営改善計画の策定支援を行った事業者に対しては、モニタリングにより計画達成の進捗管理を行う。計画の修正が必要とされる事業者に対しては、「経営サポート会議」等を開催し、関係機関の意見調整を行い、経営改善計画の修正を支援する。また、抜本的な経営改善を必要とする企業に対しては、三重県中小企業再生支援協議会と連携し、「みえ中小企業再生ファンド」を活用した再生支援に取り組み、事業継続に結びつける。さらに、事業承継問題を抱える中小企業者に対しては、「経営承継関連保証」、「事業承継支援資金」等の事業承継に係る保証制度の利用案内や、三重県事業引継ぎセンターへの紹介を行うなど、円滑な事業承継をサポートする。

3 回収部門

(1) 現状認識

換価可能な担保の減少、債務者・連帯保証人の高齢化、第三者保証人のいない求償権の増加等から、回収は長期化し、求償権管理の負担も大きい。このような中、回収効果を最大限に発揮させるため、回収の早期着手と、長期化した求償権の早期解決への取り組みが求められている。

(2) 具体的な課題

- ①回収の強化
- ②債権管理の適正化
- ③サービサーとの連携強化による回収促進
- ④協会内弁護士および顧問弁護士等の活用

(3) 課題解決のための方策

①回収の強化

代位弁済直後の初期段階から、面談や訪問を積極的に行い、早期回収に取り組む。特に無担保求償権については、実態把握の上、返済額の増額や一括弁済の交渉を行う。担保不動産については、中小企業者との協議の上、不動産仲介業者等を活用し、任意処分を促進する。

②債権管理の適正化

適正な求償権管理を行うため、現地調査等による実態把握を行い、適宜、回収手段を講じるとともに、回収見込みのない求償権については、管理事務停止・求償権整理を行う。また、「一部弁済による連帯保証債務免除の取り扱い」について関係者等への浸透を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」に沿って、保証債務の履行を行う場合は的確に対応する。さらに、企業再生についても、関係機関との連携や、「求償権消滅保証」を活用するなど、積極的に進めていく。

③サービサーとの連携強化による回収促進

サービサーへの回収業務の委託を積極的に実施し、効率的な求償権の管理を行う。また、県外での交渉が必要となる場合には、サービサーの全国営業所網を活用することで、効果的な回収を行う。

④協会内弁護士および顧問弁護士等の活用

回収困難、または法的措置を要する求償権については、協会内弁護士や顧問弁護士、司法書士等の専門家を積極的に活用し、適時適切に対応する。

4 その他間接部門

(1) 現状認識

中小企業者から信頼される保証協会を実現するため、コンプライアンスを重視した経営の徹底と、危機管理体制の充実による経営基盤の強化が求められている。また、地域に根ざした信用保証協会として、地方創生等に一層の貢献を果たしていくための取り組みが必要である。

(2) 具体的な課題

- ①人材育成の強化
- ②コンプライアンスの徹底
- ③反社会的勢力への的確な対応
- ④危機管理体制の強化
- ⑤利便性の向上・情報発信の強化
- ⑥地方創生への貢献

(3) 課題解決のための方策

①人材育成の強化

経営支援や事業承継問題等、多様化する課題やニーズに適宜適切な助言や提案ができるよう、課題解決型人材の育成・能力開発を強化する。また、職員の持てる能力等を把握し、長期的な視点に立った適材適所の人材登用により、保証協会としての組織力を強化し、人材育成の効果を最大化する。

②コンプライアンスの徹底

コンプライアンスプログラムに基づき階層別、テーマ別、部署別の研修会などを実施し、役職員全員のコンプライアンス意識の向上を図る。

③反社会的勢力への的確な対応

反社会的勢力に対しては、反社会的勢力等情報提供システムの活用や、暴力追放三重県民センター等関係機関との連携を密にして、業務の健全性を確保する。

④危機管理体制の強化

災害等に備え、事業継続計画（BCP）を徹底するとともに、防災訓練の実施により職員の危機管理意識を向上させ、危機管理に万全を期す。

⑤利便性の向上・情報発信の強化

多様化する中小企業者のニーズに合った、利用しやすい保証制度等の創設等に取り組み、利便性を高めることで保証利用度の改善につなげる。

また、国や県等の創業支援や経営承継等に係る中小企業者支援政策保証、個々のライフステージに応じて利便性を高めたオリジナル保証制度について、ホームページの活用や、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアによる情報発信を強化する。

⑥地方創生への貢献

国、地方自治体、金融機関や関係機関等との連携・協力を進め、地域に根ざした信用保証協会として、新たな保証制度の創設等により、地方創生への一層の貢献に努める。

5 その他

《創立70周年記念事業》

三重県信用保証協会は、昭和24年4月28日に設立され、平成31年に創立70周年を迎えることから、ステークホルダーである県内中小企業者・金融機関・関係機関等に謝意を表すため、記念事業の実施に向けた体制を整備する。

《本店ビルの整備》

築後四十数年が経過し、業務量等の増加によるスペースの不足、施設の老朽化、耐震対策の遅れおよび各種のリスク管理から、本店ビルの移転整備に取り組む。そのため、新たな体制を構築するとともに、新たな候補地の確保に努める。

Ⅲ 平成30年度事業計画

(単位 : 百万円、%)

| | 金額 | 対前年度(29年度) 計画比 | 対前年度(29年度) 実績見込比 |
|----------|---------|-------------------|---------------------|
| 保証承諾 | 113,522 | 110.1% | 101.0% |
| 保証債務残高 | 271,590 | 94.1% | 91.9% |
| 保証債務平均残高 | 280,554 | 93.1% | 91.6% |
| 代位弁済 | 5,300 | 80.3% | 115.3% |
| 実際回収 | 2,164 | 94.7% | 99.8% |
| 求償権残高 | 1,274 | 57.9% | 99.3% |

| 積算の根拠(考え方) |
|---|
| 保証承諾 : 平成29年度の実績、資金需要及び金融機関の 動向等から算出 |
| 保証債務残高 : 過去の保証承諾に対する実行額、完済額、償 還額を参考に算出 |
| 代位弁済 : 前年代弁実績と条件変更緩和先の残高を参考 に算出 |
| 実際回収 : 定期回収額、例年のスポット回収額を参考に 算出 |

IV 平成30年度収支計画

(単位：百万円、%)

| | 金額 | 対前年度(29年度) 計画比 | 対前年度(29年度) 実績見込比 | 保証債務 平残比 |
|--------------|-------|-------------------|---------------------|-------------|
| 経常収入 | 3,693 | 98.1% | 93.7% | 1.32% |
| 保証料 | 2,890 | 94.6% | 89.0% | 1.03% |
| 運用資産収入 | 220 | 96.5% | 98.2% | 0.08% |
| 責任共有負担金 | 484 | 131.5% | 132.2% | 0.17% |
| その他 | 99 | 87.6% | 93.4% | 0.04% |
| 経常支出 | 2,770 | 102.1% | 99.5% | 0.99% |
| 業務費 | 1,193 | 101.9% | 102.3% | 0.43% |
| 借入金利息 | 0 | — | — | — |
| 信用保険料 | 1,456 | 95.6% | 91.3% | 0.52% |
| 責任共有負担金納付金 | 119 | 700.0% | 566.7% | 0.04% |
| 雑支出 | 2 | 200.0% | 200.0% | 0.00% |
| 経常収支差額 | 923 | 87.8% | 79.6% | 0.33% |
| 経常外収入 | 7,213 | 87.9% | 99.8% | 2.57% |
| 償却求償権回収金 | 340 | 96.9% | 111.8% | 0.12% |
| 責任準備金戻入 | 1,860 | 91.4% | 92.2% | 0.66% |
| 求償権償却準備金戻入 | 567 | 86.2% | 80.1% | 0.20% |
| 求償権補填金戻入 | 4,446 | 86.1% | 105.9% | 1.58% |
| その他 | 0 | — | — | — |
| 経常外支出 | 7,233 | 86.6% | 98.9% | 2.58% |
| 求償権償却 | 5,027 | 89.0% | 103.9% | 1.79% |
| 責任準備金繰入 | 1,684 | 94.7% | 90.5% | 0.60% |
| 求償権償却準備金繰入 | 485 | 54.3% | 85.5% | 0.17% |
| その他 | 37 | 108.8% | 77.1% | 0.01% |
| 経常外収支差額 | ▲ 20 | 13.8% | 23.5% | -0.01% |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0 | — | — | — |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0 | — | — | — |
| 当期収支差額 | 903 | 99.7% | 84.1% | 0.32% |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 451 | 99.6% | 84.0% | 0.16% |
| 基金準備金繰入額 | 452 | 99.8% | 84.2% | 0.16% |
| 基金準備金取崩額 | 0 | — | — | — |
| 基金取崩額 | 0 | — | — | — |

| 積算の根拠(考え方) |
|--|
| ◆保証料：平成30年度計画の平均保証債務残高に予測される平均残高保証料率を乗じて算出 |
| ◆運用資産収入：現有債券毎の1年分の利息積み上げで算出 |
| ◆責任共有負担金：平成30年度請求の計算基礎となる代弁実績率より算出 |
| ◆業務費：各科目毎に当年度の支出見込を考慮し算出 |
| ◆信用保険料：平成30年度計画の平均保証債務残高に予測される平均残高保険料率を乗じて算出 |
| ◆責任共有負担金納付金：平成30年度に予測される責任共有負担金より算出 |
| ◆償却求償権回収金：過去の実績回収額に占める償却求償権の割合を乗じて算出 |
| ◆責任準備金戻入：前年度と同繰入額 |
| ◆求償権償却準備金戻入：前年度と同繰入額 |
| ◆求償権補填金戻入：保険金と損失補償補填金と同額 |
| ◆求償権償却：代位弁済額見込額と過去の自己償却額から算出 |
| ◆責任準備金繰入：当年度の計画数値と過去の付保及び期限経過の有無の構成比を参考に算出 |
| ◆求償権償却準備金繰入：当年度の計画数値と過去の実績から算出 |
| ◆制度改革促進基金取崩額：平成27年度終了 |

V 平成30年度財務計画

(単位：百万円、%)

| | | 金額 | 対前年度(29年度) 計画比 | 対前年度(29年度) 実績見込比 |
|---------------------------------------|-------|--------|-------------------|---------------------|
| 期首 基本 財産 | 基金 | 7,972 | 100.0% | 100.0% |
| | 基金準備金 | 18,766 | 102.3% | 102.9% |
| | 合計 | 26,738 | 101.6% | 102.0% |
| 年金 融中 機出 え等 ん負 担・ 金 | 県 | 0 | — | — |
| | 市町村 | 0 | — | — |
| | 金融機関等 | 0 | — | — |
| | 合計 | 0 | — | — |
| 基金取崩 | | 0 | — | — |
| 基金準備金繰入 | | 452 | 99.8% | 84.2% |
| 基金準備金取崩 | | 0 | — | — |
| 期末 基本 財産 | 基金 | 7,972 | 100.0% | 100.0% |
| | 基金準備金 | 19,218 | 102.2% | 102.4% |
| | 合計 | 27,190 | 101.5% | 101.7% |

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 制度改革促進基金期首残高 | 0 | — | — |
| 制度改革促進基金造成 | 0 | — | — |
| 制度改革促進基金取崩 | 0 | — | — |
| 制度改革促進基金期末残高 | 0 | — | — |

| | | | |
|---------------|-------|--------|--------|
| 収支差額変動準備金期首残高 | 8,335 | 105.1% | 106.9% |
| 収支差額変動準備金繰入 | 451 | 99.6% | 84.0% |
| 収支差額変動準備金取崩 | 0 | — | — |
| 収支差額変動準備金期末残高 | 8,786 | 104.8% | 105.4% |

(単位：百万円、%)

| | | 金額 | 対前年度(29年度) 計画比 | 対前年度(29年度) 実績見込比 |
|-----------------------|--|-----|-------------------|---------------------|
| 国からの財政援助 | | 0 | — | — |
| 基金補助金 | | 0 | — | — |
| 地方公共団体からの財政援助 | | 265 | 81.8% | 84.9% |
| 保証料補給 (「保証料」計上分) | | 262 | 81.6% | 84.8% |
| 保証料補給 (「事務補助金」計上分) | | 0 | — | — |
| 損失補償補填金 | | 3 | 100.0% | 100.0% |
| 事務補助金 (保証料補給分を除く) | | 0 | — | — |
| 借入金運用益 | | 0 | — | — |
| 責任共有負担金 | | 484 | 131.5% | 132.2% |

積算の根拠(考え方)

- ◆ 出えん金、負担金：拠出予定なし
- ◆ 基金準備金繰入：予想収支差額の1/2
- ◆ 収支差額変動準備金繰入：予想収支差額の1/2
- ◆ 地方公共団体からの財政援助：平成29年度補助額を参考に算出
- ◆ 制度改革促進基金：平成27年度終了

VI 平成30年度経営諸比率

三重県信用保証協会

(単位：%)

| 項目 | 算式 | 比率 | 対前年度(29年度)計画比増減 | 対前年度(29年度)実績見込比増減 |
|---------------------|----------------------------|--------|-----------------|-------------------|
| 保証平均料率 | 保証料収入／保証債務平均残高 | 1.03% | 0.02% | -0.03% |
| 運用資産収入の保証債務平残に対する割合 | 運用資産収入／保証債務平均残高 | 0.08% | 0.00% | 0.01% |
| 経費率 | 経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高 | 0.43% | 0.04% | 0.05% |
| (人件費率) | 人件費／保証債務平均残高 | 0.23% | 0.02% | 0.02% |
| (物件費率) | 物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高 | 0.20% | 0.02% | 0.03% |
| 信用保険料の保証債務平残に対する割合 | 信用保険料／保証債務平均残高 | 0.52% | 0.02% | 0.00% |
| 支払準備資産保有率 | (流動資産-借入金)／保証債務残高 | 15.39% | 0.92% | 1.51% |
| 固定比率 | 事業用不動産／基本財産 | 1.31% | -0.07% | -0.07% |
| 基金の基本財産に占める割合 | 基金／基本財産 | 29.32% | -0.45% | -0.49% |
| 求償権による基本財産固定率 | (求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産 | 2.90% | -1.98% | 0.22% |
| 基本財産実際倍率 | 保証債務残高／基本財産 | 9.99 倍 | / | |
| 代位弁済率 | 代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高 | 1.89% | | |
| 回収率 | 回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計)) | 4.27% | 0.42% | 0.51% |

(注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2 求償権による基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数を記入する。